

東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

1 目的、概要

本補助金は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施するもので、私立幼稚園設置者が在園する幼児の保護者に対して入園料、保育料の減免をした場合、当該設置者に補助金を交付することにより、私立幼稚園の保護者負担の軽減を図るものです。

なお、本事業は国から事業費の3分の1の補助を受けて実施しており、国庫補助限度額の変更に伴い、年度ごとに要綱改正を行っています。

2 平成30年度の主な制度改正について

○平成29年度に引き続き、保護者負担の軽減措置拡充

第Ⅲ階層について、第1子及びに第2子について補助限度額を引き上げ、負担の軽減を図っています。

※（ ）内は、平成29年度の補助限度額です。

平成30年度 補助限度額

区分	補助対象 経費	就園奨励費補助限度額		
		第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000		
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	272,000	308,000	308,000
	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
	うち、ひとり親世帯等			
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	187,200 (139,200)	247,000 (223,000)	308,000
	うち、ひとり親世帯等	272,000	308,000	308,000
IV	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
V	上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000